

## 新成人の皆さんへ 20歳になったら 国民年金

国民年金は、高齢になったときや、いざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、高齢になったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

### 国民年金の ポイント

■将来の大きな支えになります。

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任を持って運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

■老後のためだけのものではありません。

国民年金には、老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある妻」や「子」）が受け取れます。



### 「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

いずれの制度も、申請が必要になりますので、下記問合せ先にご相談ください。

#### 「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である過程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

#### 「納付猶予制度」

50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

問合せ／戸籍年金担当（内線1222～1225）、釧路年金事務所 TEL 0154-22-5810

忘れて  
いませんか？

## 国民健康保険の加入・脱退の届け出について

退職や就職などによる国民健康保険（国保）の切り替え（加入や脱退）は自動的に行われないため、ご自身で届け出る必要があります。

会社を退職して保険証を返却した後、国保に加入する届け出をせずに無保険状態になっている場合があります。加入の届け出が遅れると、加入の資格を得た月までさかのぼって資格を取得し、保険料を納めることになります。

また、職場の健康保険への加入や自営業を営んでいる方が社会保険の適用事業所となり社会保険を取得していた場合などに、国保を脱退する届け出をしていないケースも見受けられます。脱退の届け出が遅れると、国保資格がなくなった後に国保の保険証を使って医療機関を受診していた場合は、国保が負担した分の医療費を返還する必要がありますので、お早めに届け出をお願いします。

問合せ／国民健康保険担当（内線1215～1217）

## 国民健康保険優良家庭表彰

別海町国民健康保険では、国保加入者のみで構成される世帯（同一世帯に社会保険等の加入者がいない世帯）で「前年度1年間病院にかからなかった」かつ「国保税を納期内に完納した」世帯を毎年度、優良家庭として表彰しており、本年度は45世帯を表彰しました。

いつまでも健康でいるために、  
毎日の健康づくりを心掛けましょう。

問合せ／国民健康保険担当（内線1216）

25年間連続表彰世帯	1世帯
8年間連続表彰世帯	2世帯
5年間連続表彰世帯	4世帯
4年間連続表彰世帯	2世帯
3年間連続表彰世帯	3世帯
2年間連続表彰世帯	10世帯
単年度表彰世帯	23世帯
計	45世帯